

犯罪から子どもを守るための防犯対策  
～13歳未満の子どもを対象とする犯罪被害と対策～

富士火災・竹本 恒雄

## 1. 犯罪防止対策

犯罪の社会問題化に対して、犯罪学的には犯罪を如何に抑止するかにあると言える。

その中で、犯罪の発生を抑止するにあたり、その方策、すなわち「犯罪防止対策」には、「犯罪防止」と「犯罪予防」とに区分される。

・「犯罪抑止」とは犯罪に対する刑罰の威嚇力によって、一般人が敢行しようとする犯罪を抑え込み、その行動をコントロールすることである。

したがって、犯罪抑止機能は、犯罪が発生し、それに対する刑罰が科せられて初めて発動されるものであり、その意味で犯罪の抑止は、事後的な犯罪防止策である。

これに対して、

・「犯罪予防」は、自主防犯活動、警戒活動により、犯罪の発生を未然に防止するための事前的な犯罪防止策である。例えば、街頭防犯カメラの設置や整備などである。「犯罪に強い社会」を実現するために刑罰を中心とした犯罪抑止に多角的に取り組むことは、犯罪抑止策の中核であると言える。

特に国会全体が犯罪を憎みこれを防止しなければならないという意識をもつこと、つまり国民の規範意識を刑罰を通じて強化し、平穏な社会を実現することこそ、国民の希求するところである。

したがって、国民1人ひとりが安全で安心できる、平穏な生活を守っていくという観点からばかりでなく、いかなる類型の犯罪にも対応しうる社会全体の犯罪抑止機能を強化するという観点から犯罪に強い社会を築きあげることが重要である。

## 2. 犯罪情勢

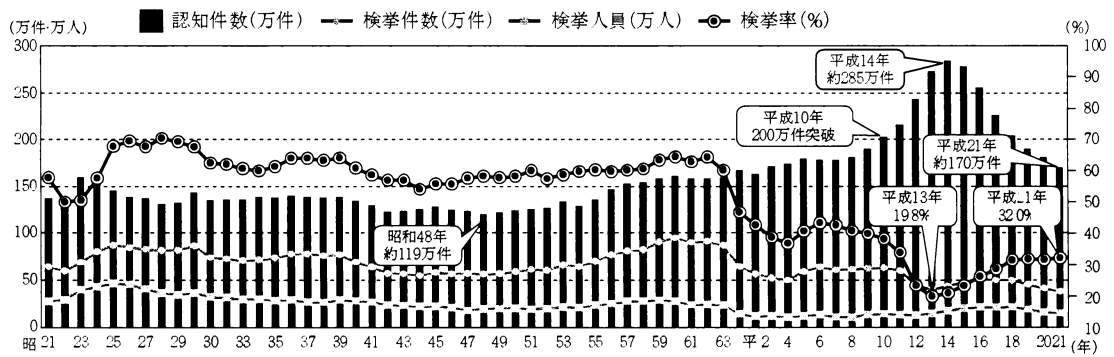
### (1) 犯罪の発生・検挙状況

・刑法犯の「認知件数」は、平成8年から14年かけて戦後最高の記録の更新をし続け、14年には285万件を突破した。その後、15年から減少に転じ、21年中は、170万3,044件と前年より11万4979件（6.3%）減少した。

・一方、「検挙件数」は15年から19年にかけて60万件台で推移しているが、20年には50万件台となり、21年中は54万4,699件と前年より2万8,693件（5.0%）減少した。

- ・ 刑法犯の「検挙人員」は、9年以降30万人台で推移しており、13年から16年にかけて増加を続けていたが、17年から減少に転じ、21年中は33万2,888人と前年より6,864人（2.0%）減少した。
- ・ 刑法犯の「検挙率」は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。  
その後、14年から上昇傾向となり、21年中には32.0%と前年より0.5ポイント上昇した。

【刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21年～平成21年）】



（出典：平成22年版警察白書）

【刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成12年～21年）】

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
認知件数（件）		2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044
検挙件数（件）		576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699
検挙人員（人）		309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888
検挙率（%）		23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7	31.5	32.0

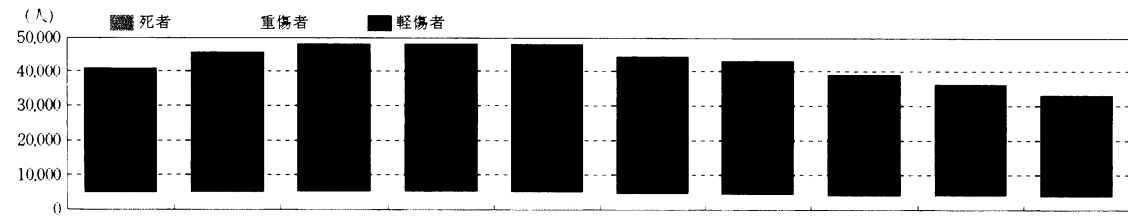
（出典：平成22年版警察白書）

(2) 刑法犯の被害状況

平成21年中の刑法犯により死亡し、または傷害を受けた者の数は3万3,076人と、前年より3,077人（8.5%）減少し、死亡した者の数も1,054人と、前年より157人（13.0%）減少した。

21年中の財産犯の被害額は約1,824億400万円と、前年より約422億5,800万（18.8%）減少した。

【刑法犯の被害状況の推移（平成12年～21年）】

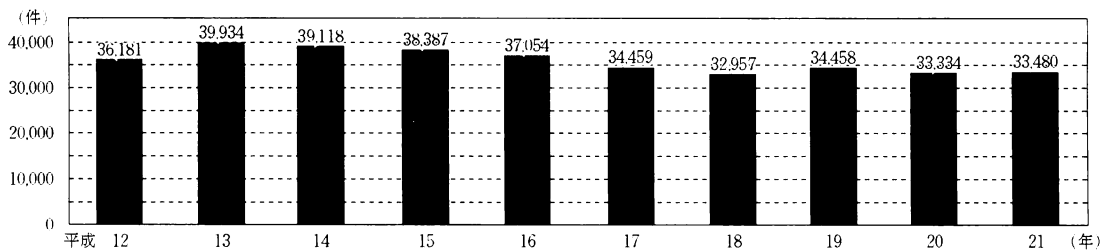


(出典：平成22年版警察白書)

## (3) 子どもを主たる被害者とする犯罪

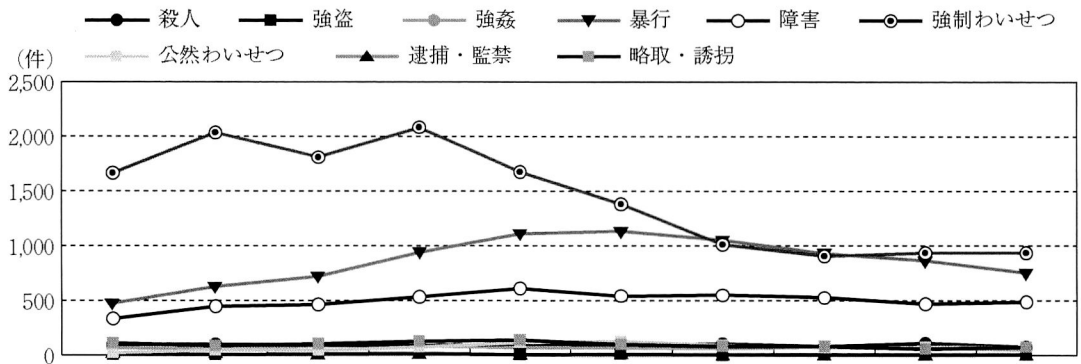
- ・ 刑法犯に係る20歳未満の者の被害件数は27万5,323件で、刑法犯被害件数に占める割合は20.2%である。
- ・ 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数は平成14年以降減少傾向にあるが、21年中は3万3,480件と前年より146件（0.4%）増加した。
- ・ 21年中の全刑法犯に係る被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が49.4%（77件）、強制わいせつが14.0%（936件）、公然わいせつが9.6%（80件）、殺人が7.2%（78件）と特に高くなっている。

【刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移（平成12年～21年）】



(出典：平成22年版警察白書)

【13歳未満の子どもの罪種別被害状況の推移（平成12年～21年）】



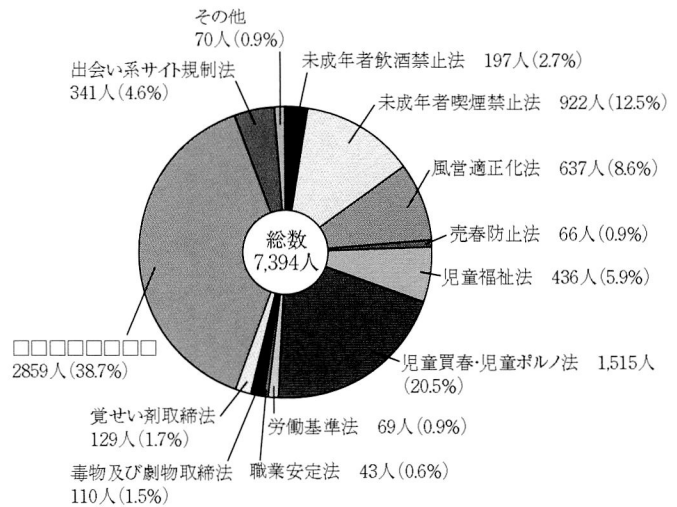
区分	年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
殺人(件)		100	103	94	93	111	105	110	82	114	78
強盗		10	11	16	21	11	16	8	7	8	7
強姦		72	60	90	93	74	72	67	81	72	53
暴行		477	630	724	945	1,115	1,136	1,055	933	867	754
傷害		338	450	467	536	615	546	553	529	472	490
強制わいせつ		1,668	2,037	1,815	2,087	1,679	1,384	1,015	907	937	936
公然わいせつ		27	50	48	79	120	132	98	73	76	80
逮捕・監禁		8	8	6	12	8	4	8	3	2	7
略取・誘拐		115	91	108	133	141	104	86	82	63	77

(出典：平成22年版警察白書)

(4) 福祉を害する犯罪

・少年の福祉を害する犯罪としては、児童に淫行をさせる行為のように少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪の取締りと被害少年の発見・保護が行われている。

【福祉犯の法令検挙人員（平成21年）】



(出典：平成22年版警察白書)

【福祉犯の被害少年の学識別状況（平成20～平成21年）】

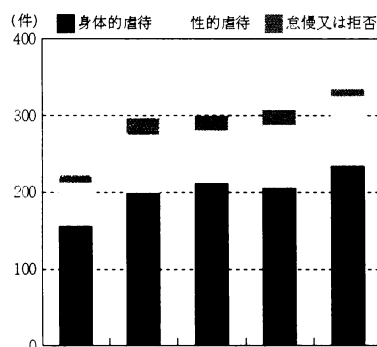
年次 区分	合計	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他の学生		
21年（人）	7,145	11	4,998	84	1,988	2,865	61	679	1,457
構成比（％）	100.0	0.2	70.0	1.2	27.8	40.1	0.9	9.5	20.4
20年（人）	7,014	6	4,845	66	1,909	2,806	64	694	1,469
構成比（％）	100.0	0.1	69.1	0.9	27.2	40.0	0.9	9.9	20.9
増減数（人）	131	5	153	18	79	59	△3	△15	△12
増減率（％）	1.9	83.3	3.2	27.3	4.1	2.1	△4.7	△2.2	△0.8

(出典：平成22年版警察白書)

## (5) 児童虐待犯罪

- ・平成21年中の児童虐待事件の検挙件数は335件と、前年より28件（9.1％）増加し、最近5年間で1.5倍に増加した。
- ・児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命・身体の保護という警察、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置がとられている。

【児童虐待事件の態様別検挙状況の推移（平成17～21年）】



区分	年次	17	18	19	20	21
合計（件）		222	297	300	307	335
身体的虐待		156	199	211	205	234
性的虐待		55	75	69	82	91
怠慢又は拒否		11	23	20	20	10

(出典：平成22年版警察白書)

## 3. 子どもを対象とした主な事件

子どもを被害者とした事件は、新聞・テレビ等各メディアでも大きく取り上げられ、極めて大きな社会的反響を呼んだ主な事件をみると、次の通りである。

- ・埼玉県下での連続幼女誘拐殺害事件（昭和63年8月～64年6月）
- ・神戸市須磨連続児童殺傷事件（平成9年5月）
- ・京都市立小学校内での小学2年男子児童刺殺事件（平成11年12月）
- ・大阪教育大学付属池田小学校児童等殺傷事件（平成13年6月）
- ・長崎市内における幼児誘拐殺人事件（平成15年7月）
- ・奈良市内での小学1年女児誘拐殺害事件（平成16年11月）
- ・広島市内での小学1年女児殺害事件（平成17年1月）
- ・栃木県今市市内での小学1年女児殺害事件（平成17年12月）
- ・大仙市内における男児殺害・死体遺棄事件（平成18年10月）
- ・兵庫県加古川市内での小学2年女児殺刺事件（平成20年4月）

・千葉県東金市内での保育園児殺害事件（平成20年9月）  
などの事件が発生している。

#### 4. 主要な事件の犯人像

子どもを被害とした主な事件での犯人像の共通点を特徴的にとらえてみると、

- ①異常性愛者
- ②性の対象として成人より幼児
- ③幼児の死体を切断し、ビデオ撮りなど物象化の傾向
- ④犯行を継続する傾向
- ⑤自己実現を図る。

などが考えられる。

#### 5. 声かけ等の事案認知状況

・大阪における13歳未満の子どもに対する声かけ等の事案の認知状況

	平成21年	平成22年6月末
認知件数	554件	300件

・時間別発生状況

時間別	平成21年	平成22年6月末
15時台	102件	59件
16時台	140件	70件
17時台	85件	67件

・地域別発生状況

場所別	平成21年	平成22年6月末
道路上	416件	216件
都市公園	72件	51件
共同住宅	38件	15件
店舗	12件	5件
駐車場	5件	4件
駅	4件	3件

#### 6. 子どもを守る取組み

(1) 子どもの被害実態の捉え方

近年、子どもが被害者となる重大な事件が相次ぎ報じられ、子どもたちの安全を守る取組みが強化されている。

その一方で、子どもの安全を守る取組みについては、

- ・子どもの被害の実態把握、それ自体難しい。
- ・様々の対策のうち、「何が役に立つ」かが分かっていない。

などの問題があり、ともすれば、「重大事件の発生」「無理な取組み」「ムラの発生」などという連鎖が起こりがちである。この連鎖を断ち切り、無理やムラのない取組みを推進することが重要な課題である。

## (2) 防犯対策の取組み

子どもたちの安全を守る取組みは警察だけで担いきれるものではないことは、周知の事実である。多くの関係者の力を結集しなければ、この問題に対処することは難しい。

立場の様々な異なる人々、家庭→地域→学校→警察が連携し、力を合わせて問題に取り組むために地域の現状がどうであり、何が問題なのか分かりやすく、かつ客観的な形で示すことが必要である。そのための1つの有力な方法として、犯罪被害の発生状況、防犯パトロールなどの被害防止の取組み状況など、重ね合せ記録していくことで、地域全体の実態を掌握し、文字どおり図に見える形を示し、それを踏まえて「次の一手」をどこで、どう打つのか、関係者の全員が共に考えることである。(犯罪発生実態地図の作製、地理的犯罪発生分析等)

## (3) 子どもの被害防止の基点

子どもの被害防止の取組みの基礎となるべき考え方を犯罪学的にみた場合、犯罪発生に関する「日常活動」である。子どもの犯罪被害の危険がもっとも大きくなるのは、

- ①子どもを狙う犯人(犯罪実行者)が存在し
- ②子ども(犯罪の対象者)が存在し
- ③見守りの目(監視者)が存在しない

という3つの条件が、ある場所・時間にすべて同時に成立しないようにすれば子どもの被害との危険(リスク)を小さくすることが出来るはずである。そのためには、「犯人」、「子ども」、「見守る人」の日常活動を明かにして、これらの人々がいつどこで接近遭遇する可能性が高いかを知る必要である。犯人が「どこにでもいる可能性がある」ことを前提に子どもと見守りの目がない状態におかれている場所や時間帯の有無や程度を分析して被害防止を図ることが必要である。

## (4) 犯罪捜査の科学的、合理的な活動

犯罪捜査の厳密な科学的、合理的な根拠に基づいて行われるべきである。わが国で広く認められている犯罪予防や子どもの被害防止についても、これに匹敵する基準を導入し、科学的根拠に基づく犯罪予防が研究されている。例えば、GPS(全地球測位システム)利用の防犯活動記録のデータ化や、GIS(地理情報システム)利用の犯罪地図の作製、情報分析支援システム(GIS-CATS)への入力、地域安全マップ作りなどである。

犯罪予防の取組みの科学性、合理性、専門性を高めて行くなど現在の緊急の課題である。

## 7. 防犯対策

地域社会の安全と安心を確保するためには、国および行政機関（地方自治体）による取組みのみならず、地域社会との連帯による取組みが不可欠である。社会的に求められるソーシャル・リスク管理活動である。そのため、官民一体となった取組みがあって、「犯罪の生じにくい環境の整備」というアプローチと「自主防犯活動及び支援」からのアプローチの双方が必要である。そのための防犯対策には、官民がそれぞれ連携し合い、役割に応じた取組みを推進することが必要である。

地域社会での子どもを対象とする犯罪リスクを予防・軽減・回避・除去していくためにソーシャル・リスク管理が必要である。

ソーシャル・リスク管理としての対策としては、

- (1) 家庭における防犯対策（自主努力）
- (2) 地域における防犯対策（近隣社会の互助）
- (3) 学校における防犯対策（地域等の協力を得た共助）
- (4) 警察における防犯対策（公的機関による犯罪予防）

である。

現在、対策として取組み推進されている防犯対策および今後とも取組まなければならない防犯対策を考察してみると、次のとおりである。

### (1) 家庭における防犯対策

子どもが自らの力で家庭内外における生活の中で様々な危険に気づき、的確な判断によって「安全な行動」が出来るような能力（危険回避能力～「想像力」「判断力」「瞬発力」「コミュニケーション力」「精神力」）を身につけさせ「家庭教育」を行うことが必要である。

#### ①家庭での防犯教育

- ・親子、保護者等との対活によって、危険を察知し、対処するため自己自身が危険を回避する力を身につけさせる。

子どもが何が出来るのかを考えての健康な心をつくる。（マナー、ルールを教える）

#### ②「自己防衛」を図るための教育

- ・不審者と思われる人物の区別と自分を守る方法
- ・声かけには応じない判断力をつけさせる
- ・外出時に防犯ベル等の常時携帯
- ・問題があった場合、「子ども110番」の利用、近隣の人に通報する
- ・保護者が不在の時の電話の対応の仕方

#### ③自分の家の環境の整備

- ・家屋の施錠設置



- ・防犯灯などの設置
- ・インターホンの設置等

## (2) 地域における防犯対策

地域での互助防犯活動によって、犯罪予防に協働して対応することが必要である。これがため、地域住民が子どもたちの安全を守るための対策を図り、犯罪を敢行できる機会を減らし、犯罪から遠ざかる機会を増すための広域で共同してのコミュニティ活動が必要である。

### ①犯罪が起きにくい「地域づくり」の推進

- ・子どもが被害となる犯罪被害の発生状況の掌握（警察から情報提供）
- ・通学路を中心に緊急通報システムの設置（緊急電話の設置運用）
- ・防犯カメラ、防犯灯等の設置、運用
- ・防犯ネットワークの構築と整備（自治会、町会の連携）

### ②犯罪・不審者情報の提供

- ・犯罪防止に配慮した環境設計と整備（道路、公園、駐車場、共同住宅等）
- ・地域での犯罪状況・不審者情報などの登下校時メールの配信
- ・地域安全マップの作成と活用

### ③地域防犯活動の推進

- ・防犯パトロールの実施（青色パトカー・全国7,359団体・3万801台）
- ・ボランティアパトロールの実施（全国4万2,762団体、組織人員約260万人）
- ・子どもの登下校時の見守り（保護者・父兄等）
- ・地域住民による定期・随時パトロールの実施
- ・スクールバスの運用

### ④子ども110番の運用

- ・子ども110番の場所の設定
- ・サークルサポート隊の運用（企業等の協力）
- ・民間警備会社のパトロール委託
- ・タクシー・運送会社など子ども110番運動の実施
- ・講習会「あんしん教室」の開催（民間警備会社主催）
- ・学習塾による警察OBらでのセキュリティセンターの立ち上げ

## (3) 学校における防犯対策

学校内外における子どもの安全を守り、学校教育を円滑に運営可能とする「安全教育」を図り、子どもの心身の状態の把握と学校内外での子どもに危機回避能力と「コミュニケーション力」の向上を目指した防犯教育を推進して行くことが必要である。

（注）文部省では、平成16年1月に「学校安全教育アピール・子どもの安全を守るために」

を公表し、学校の安全対策に関する対策をとること、さらに平成17年12月には、通学路での相次ぐ児童殺害事件を重視し、緊急対策を決定している。

①学校による具体的取組み

- ・実効のある「学校マニュアル」の策定
- ・学校安全に関する校内体制の整備（出入口の施錠等、連絡通報システム設置等）
- ・教職員の危機管理意識の向上のための研修
- ・子ども、教職員の身を守るための実践的訓練の実施（安全を守るための器具の調達等）
- ・防犯関連設備の実効性のある運用（防犯カメラ、防犯ベル等）
- ・日常的な取組み体制の明確化
- ・教職員による「危機管理対策チーム」の編成と運用
- ・保護者会との連携
- ・学校・家庭・地域との連携

②設置者による具体的な取組み

- ・設置者の学校の安全点検の日常化
- ・教職員に対する安全教育の研修の実施
- ・監視・通報システムの確認
- ・警察官など専門家による防犯施設等の点検と補正

③地域社会への働きかけ

- ・学校、安全の取組みの部外協力者の組織化
- ・不審者情報等を地域で共有化できるネットワークの構築
- ・「子ども110番の家」の取組みへの協力依頼
- ・安全・安心な「子どもの居場所づくり」の設置

④安全教育の学習指導要領（緊急対策6項目）の推進（平成17年12月）

- ・全通学路の緊急・安全点検
- ・全校での防犯教育の開催
- ・学校ボランティア（スクールガード）の充実
- ・全地域における共有体制の緊急立ち上げ
- ・路線バスの活用した通学路の安全確保
- ・国民に対する協力の呼びかけ

(4) 警察における防犯対策

子どもが被害者となる事件の発生を防止するために防犯活動の取組みとして「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」(平成19年12月)が発出されている。さらに、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(平成17年5月)、「子どもと女性を性犯罪等の

被害から守るための体制強化」(平成21年1月)などの対策方針に基づき、警察では防犯活動に取り組んでいる。

これまでの成果を確実に定着させるために、犯罪が起きにくい社会実現のための取り組みが必要である。

①学校周辺、通学路等の安全対策の推進

- ・地域警察官のパトロールの強化
- ・スクールサポーターとして警察OBの委託・派遣
- ・学校・地域と連携した通学路における子どもの安全確保
- ・防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施

②被害防止教育の推進

- ・学校・教育委員会との連携
- ・学校に不審者が侵入した場合を想定した対応要領の指導等の実践的な防犯訓練の実施
- ・子どもの「危機回避能力」と高めるため学年や理解度に応じた紙芝居、演劇など参加、体験できる防犯教室の実施

③情報発信活動の推進

- ・事案等の発生情報などを、子ども・保護者等への情報提供
- ・警察と小学校及び教育委員会との情報共有体制の整備
- ・警察のウェブサイトや電子メール等を活用した、情報提供システムによる情報発信
- ・地域住民に対する積極的な情報提供

④防犯危機の普及促進

- ・防犯カメラの設置、整備(12都府県、461台)
- ・防犯メールの整備、活用
- ・スーパー防犯灯の設置、運用
- ・街頭緊急通報システムの整備、活用

⑤防犯指導と広報活動

- ・環境設計の助言、指導
- ・ボランティアに対する支援活動
- ・ステッカー、対応マニュアル等の配布

⑥関係機関との連携

- ・地元行政機関との連携
- ・学校、教育委員会との連携

⑦検挙活動の推進

- ・抑撃捜査の推進(発生予測に基づく検挙活動)

- ・ 事件発生に対する迅速的な初動捜査体制の確立
- ・ 前歴者の行動視察
- ・ 相談窓口の設置と活用

【参考文献】

- ・ 「リスク・マネジメント総論」・ 亀井利明著：同文館（平成16年）
- ・ 「ソーシャル・リスクマネジメント論」  
 亀井利明著：日本リスクマネジメント学会（平成19年）
- ・ 「ソーシャル・リスクマネジメントの背景」  
 亀井利明著：ソーシャル・リスクマネジメント学会（平成21年）
- ・ 「ソーシャル・リスクマネジメントの拡張」  
 亀井利明著：ソーシャル・リスク研究所（平成22年）
- ・ 「安全・安心まちづくりハンドブック～防犯まちづくり実践手法編」  
 安全安心まちづくり研究会：編集ぎょうせい（平成16年）
- ・ 「安全・安心まちづくりハンドブック～防犯まちづくり編」  
 安全安心まちづくり研究会：編集ぎょうせい（平成16年）
- ・ 「刑事政策講義」・ 大谷実：弘文堂（平成21年）
- ・ 「防犯まちづくり」・ 山本俊哉著：ぎょうせい（平成17年）
- ・ 「犯罪はこの場所で起こる」・ 小宮信夫著：光文社新書（平成17年）
- ・ 「平成15年版～平成22年版警察白書」  
 警察庁編：ぎょうせい（平成16年～22年）
- ・ 「警察学論集第53巻6号・特集・国民を犯罪被害から守るためのシステム作り」  
 立花書房（平成12年6月）